第２１１回

群馬県都市計画審議会

議　事　録

開催日時　　令和８年１０月１３日（火）
　　午後１時３０分～２時１５分
場　　所　　群馬県庁２９階　第１特別会議室

第２１１回群馬県都市計画審議会

１　開催日時　令和８年１０月１３日（火）　午後１時３０分～２時１５分

２　場　　所　群馬県庁２９階　第１特別会議室

３　出席委員　小磯　正康、幕田　早紀、津久井　晴美、今泉　芳雄、馬場　早苗、
長野　博一、西澤　賢太郎（代理　江波戸孝明）、
菅家　秀人（代理　野中泰史）、斉藤　優、森　昌彦、粟野　好映、
丹羽　あゆみ、佐藤　貴雄

４　欠席委員　内田　満夫、熊川　栄

５　事務局幹事出席者
都市計画課　小島課長、星野次長、富澤次長

６　議案
第１号議案　みどり市都市計画道路の変更（３・５・１３号渡良瀬幹線道路の決定）について

７　議事概要　別紙のとおり

第２１１回群馬県都市計画審議会　議事概要

（司会＝小島課長）

お待たせいたしました。

ただいまから第２１１回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。本日はこれ以降、着座にて進行させていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日ご出席をお願いしました委員の皆様は１５名でございますが、代理出席の方を含め、現在１３名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第５条第１項の規定による定足数２分の１以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

続きまして、委員の異動報告を行います。

（星野次長）

群馬県都市計画課の星野でございます。よろしくお願いいたします。お手元の群審報第１２９号をご覧ください。

まず、群馬県都市計画審議会条例第２条第１項第１号に定める、学識経験のある委員の異動報告をさせていただきます。都市計画分野の小林　亨様が退任され、新たに幕田　早紀様が就任されました。交通分野の石関　正典様が退任され、新たに長野　博一様が就任されました。

次に同条例第二条第一項第二号に定める、関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の橋本　雅道様が退任され、西澤　賢太郎様が就任されました。

次に、同条例第二条第一項第四号に定める群馬県議会議員として、入内島　道隆様、金沢　充隆様、牛木　義様及び今井　俊哉様が退任され、斉藤　優様、森　昌彦様、粟野　好映様、及び丹羽　あゆみ様が就任されました。

次に、同条例第二条第一項第五号に定める、市町村の議会の議長を代表する者として、群馬県市議会議長会長の高崎市議会議長・根岸　赴夫様が退任され、安中市議会議長の佐藤　貴雄様が就任されました。

以上でございます。

（小島課長）

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いします。

（小磯会長）

議案の説明は事務局からいたします。ご了承願います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を２名指名させていただきます。

今回は幕田委員と津久井委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。
これについて事務局から説明をお願いします。

（星野次長）
本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報や内容は含まれていないものと判断いたします。
よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第１２条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

（小磯会長）
ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。
審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

（異議なしの声）

（小磯会長）
それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。
それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

（報道関係者入場）

ここで事務局から本日の傍聴者についてご報告願います。

（星野次長）
本日の傍聴者は、報道関係者が１名でございます。

（小磯会長）
傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。なお傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただきます。
それでは、ただいまより事務局が写真撮影を行います。

ただ今から議案の審議を行います。
第１号議案「みどり市都市計画道路の変更（３・５・１３号渡良瀬幹線道路の決定）」について、事務局から説明をお願いします。

（富澤次長）
都市計画課次長の富澤と申します。第１号議案の説明に移る前に、今回は県都市計画審議会に初めてご出席いただいた委員の方も多くいらっしゃることから、「都市計画審議会の概要」についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画審議会の目的についてご説明いたします。都市計画審議会は都市計画法に基づき設置される審議会で、県及び市町村が都市計画を定める場合などに、その内容について調査審議していただく機関です。審議では、付議させていただく都市計画案について、公正かつ専門的な第三者の意見からご審議いただくものです。

次に、県都市計画審議会で審議される主な議案についてご説明いたします。県都市計画審議会で審議いただく議案は原則として「県が定める都市計画」となります。都市計画は「土地利用」・「都市施設」・「市街地開発事業」に分類されますが、そのうち「県が定める都市計画」は、都市計画の根幹となる「都市計画区域の指定」や市街化区域と市街化調整区域を区分する「区域区分」、市町村間をまたぐ広域的な道路や公園などの都市施設や産業廃棄物処理施設が主なものになります。

なお、本日ご審議いただく渡良瀬幹線道路は、市町村間を跨ぎ県が整備する都市計画道路であるため「県が定める都市計画」となります。以上で、群馬県都市計画審議会に関する概要についての説明を終わります。

それでは、第１号議案「みどり市都市計画道路の変更（３・５・１３号渡良瀬幹線道路の決定）について」ご説明いたします。

はじめに、渡良瀬幹線道路の全体概要についてご説明します。渡良瀬幹線道路は、太田市の北関東自動車道・太田藪塚インターチェンジからみどり市の国道 122 号までを縦断する約１４キロメートルの幹線道路です。本路線周辺の市街地では、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生するとともに、歩道未整備区間や幅員狭小区間が多く、円滑な通行に支障をきたしています。

また、みどり市及び桐生市は、県内 12 市の中で高速道路へのアクセス性が極めて低い地域であり、高速道路へのアクセス機能の強化や防災機能上も重要な役割を果たす道路として計画されたものです。

今回都市計画決定するのは、国土交通省が整備を進めている前橋笠懸道路から国道 353 号までの延長約 4.1 キロメートルの「新里笠懸工区」となります。

続いて、車線の数と歩道について説明いたします。車線数は、将来交通量を踏まえ２車線での整備を計画していますが、起点となる前橋笠懸道路との交差部から市道１級１号線との交差部までの約 0.7 キロメートルについては、擦り付け区間が必要であること、周辺にみどり市による産業団地の構想があることなどを踏まえ、４車線として整備する計画です。歩道については全区間両側歩道を計画しています。

ここからは、お手元にある添付図面の「図－１」又は「スクリーン」を御覧下さい。総括図についてご説明いたします。

上を北向きとして、みどり市の都市計画道路のネットワークを示しています。赤色で示した路線が今回決定する「３・５・１３号渡良瀬幹線道路」で、延長約４，０７０メートル、基本幅員１４．５メートルの幹線道路です。

また、変更しない区間を青色、今回の決定に合わせてみどり市が都市計画道路の見直しを実施した結果として廃止する区間を山吹色、国道を紫色で示しております。

添付図面の「図－２」又は「スクリーン」を御覧ください。

「図－２」以降は、対象地を拡大した計画図を順次お示しします。横のスクリーンに渡良瀬幹線道路の全体を示した図郭割図を表示しておりますので、あわせてご覧ください。

はじめに、「計画図（１）」は、起点部の前橋笠懸道路及び県道前橋赤堀今井線との交差部などを示しており、車線数は４車線となります。前橋笠懸道路との交差部は、前橋笠懸道路が上越しする立体交差、県道笠懸赤堀今井線との交差部は平面交差となります。

次に、添付図面の「図－３」又は「スクリーン」を御覧ください。

令和 8 年 11 月に供用開始予定の「みどり市グリーンパーク」の東側を縦断する区域です。車線の数は市道１級１号線との交差部より南が４車線、北が２車線となり、交差部の構造は平面交差となります。

次に、添付図面の「図－４」又は「スクリーン」をご覧ください。

車線の数は、以後２車線となり、市道１１１５号線との交差部は平面交差を計画しています。

次に、添付図面の「図－５」、又は「スクリーン」を御覧ください。

みどり市から桐生市に入り、県道前橋大間々桐生線との交差部になります。こちらは、渡良瀬幹線道路が上越しする立体交差となります。

次に、添付図面の「図－６」又は「スクリーン」を御覧ください。

こちらは、上毛電気鉄道線　東新川(にっかわ)駅の南側で桐生市・みどり市の境界付近となり、県道境(さかい)木島(きじま)大間々線との交差部は平面交差となります。

次に、添付図面の「図－７」、又は「スクリーン」を御覧ください。

こちらは、上毛電気鉄道線及び県道伊勢崎大間々線との交差する区域になります。上毛電気鉄道との交差部は渡良瀬幹線道路が上越しする立体交差、県道伊勢崎大間々線との交差部は平面交差となります。

また、山吹色は３・４・１号赤城駅手振山(てぶりやま)線及び３・５・４号諸町(もろまち)西通り線ですが、渡良瀬幹線道路が整備されることによって必要性が低下することから、今回みどり市が一部区間を廃止します。

次に、添付図面の「図－８」、又は「スクリーン」をご覧ください。
こちらは、今回決定する「新里笠懸工区」の終点部で、国道 353 号と接続部を示しています。国道 353 号より北側は「大間々工区」として着手に向けて検討している区間ですが、現段階で詳細な整備計画が未定であるため、「新里笠懸工区」の終点部は現道に接続する計画としています。

続いて、「スクリーン」をご覧ください。道路の幅員構成についてご説明します。
上の図が、４車線となる前橋笠懸道路との交差部から市道１級１号線との交差部までの標準横断図ですが、歩道部 2.5m、路肩の自転車通行帯が 1.5m、車道 3.25mが片側２車線となります。
下の図が、市道１級１号線交差部から市道１１１５号線交差部付近までの主に切土となる２車線整備区間の標準横断図ですが、歩道部 2.5m、路肩の自転車通行帯が 1.5m、車道 3.25mの片側１車線となります。

続いて、上の図は、市道１１１５号線交差部付近から県道境木島大間々線交差部手前付近までの標準横断図をお示してします。こちらは現在とあまり高さは変わらず、幅員構成は同じく歩道部 2.5m、路肩の自転車通行帯が 1.5m、車道 3.25mの片側１車線となります。
下の図は、上毛電気鉄道線との交差部で跨線橋となるエリアの構造を示していますが、幅員構成は同じく歩道部 2.5m、路肩の自転車通行帯が 1.5m、車道 3.25mの片側１車線となります。
なお、歩道部、自転車通行帯は、跨線橋脇の側道により踏切を通る構成としています。

最後となりますが、「図－９」、又は「スクリーン」を御覧下さい。
都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人を公募しましたが、公述の申出はありませんでした。
その後、令和８年８月７日から８月２１日までの間、都市計画法第１７条の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。
また、都市計画法第１８条第１項の規定に基づく関係市町村の意見聴取の結果、桐生市及びみどり市からは、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第１号議案の説明を終わります。慎重なご審議の程、よろしくお願いいたします。

（小磯会長）
それでは、ただいま説明のありました第１号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

（長野委員）
今回は詳細な設計まで踏み込まず、方向性を決定するものと認識していますが、右折レーンの設置箇所や信号制御等により交通を十分処理できるものなのでしょうか。

（富澤次長）
県道との交差部について、右折レーンは各所に設置される計画であり、信号については警察と協議の上決めることになりますが、交通は十分処理できるものと想定しています。

（今泉委員）
今回決定される区間において制限速度は時速何キロメートルを想定されていますか。

（富澤次長）
時速６０キロメートルを想定しています。

（小磯会長）
他に御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。
以上で、本日ご用意している審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。
静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。
では最後に「三　その他」ですが、事務局から、何かありますか。

（小島課長）
次回、第２１２回審議会の開催についてですが、通例ですと１２月下旬頃を予定しているところですが、今回は来年１月に開催をしたいと考えております。具体的には会長及び委員の皆様方に御相談して期日を決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（小磯会長）
次回の開催につきましては、日程調整のうえでご決定いただくとのことですので、よろしくお願いいたします。
その他、委員の皆様から何かございますか。

（発言なし）

（小磯会長）
それでは、本日は以上をもちまして終了させていただきます。
委員の皆さん熱心にご議論いただきましてありがとうございました。
以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

（閉会　２：１５）